

- 別紙4「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.31 22行目 (新・旧)	<p>第四 附則</p> <p><u>従業者の経過措置（基準附則第2条）</u></p> <p><u>基準附則第2条は、平成24年4月1日前に、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱」（平成20年5月30日障発第0530001号当職通知別紙）により「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を実施していた事業所であって、直ちに相談支援専門員を配置することが困難な事業所について、サービスの提供体制を確保する観点から、指定地域移行支援の事業を実施することができるよう経過措置として規定したものである。</u></p> <p><u>なお、当該事業所については、できる限り速やかに相談支援専門員を配置することが望ましい。</u></p>	※ 欠落